

（目的）

第1条 この内規は、中津川市市民による行政評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（役割）

第2条 委員会は、中津川市が行っている事業及びその手法としての事務について評価し、今後の方向性や改善方法の提言を行うことにより、職員の意識改革を促すとともに、職員の取り組みを監理する。

（小委員会）

第3条 委員会の中に4～5名の委員で構成する小委員会を設置し、具体的評価を進めるものとする。各委員は原則として1つの小委員会に属することとする。

（役員）

第4条 役員は、委員長、副委員長を定め、加えて小委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決定し、委員会の運営を総理するものとし、会議においては議長を務める。
- 3 副委員長は委員のうちから委員長が指名することで2名を定め、委員長を補佐する。
- 4 座長は委員のうちから委員長が指名して定め、小委員会の議長として小委員会の運営を総理する。
- 5 副座長は、各小委員会の構成委員のうちから座長が指名することで1名を定め、座長を補佐する。

（座長会議）

第5条 委員会の運営委員会として座長会議を設け、効率的な委員会の運営を協議する。

- 2 座長会議は委員長、副委員長、座長で構成し、全体的な委員会の進行を管理するとともに、各小委員会の連携を図る。
- 3 座長会議は随時、委員長が召集するものとする。

（委員会及び小委員会の開催）

第6条 委員会は委員長が、小委員会は座長が召集する。

- 2 委員会及び小委員会は、各委員の過半数が出席をもって会議の成立とみなす。
- 3 委員長あるいは座長は、必要に応じて委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明を聞くことができる。

（文書による意見の開陳等）

第7条 委員は、会議、小委員会に出席できない場合であっても、会議にあっては委員長の許可を、また小委員会にあっては座長の許可を受けたときは、会議、小委員会において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により会議、小委員会においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には当該委員の出席があったものとみなす。

（会議の公開）

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

2 小委員会の会議は、原則非公開とする。

(傍聴人に対する指示)

第9条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(事務)

第10条 委員会及び小委員会の事務は、次の各号に掲げる課等において処理する。

- (1) 委員会の総合事務 総務部行政改革推進室
- (2) 組織に関する事務 総務部総務課
- (3) 財政に関する事務 企画部企画財務課

(委員の報酬)

第11条 委員には、会議及び関係職員の説明の場への出席等に係る報酬を支給する。報酬額は中津川市各種委員等給与条例（昭和32年中津川市条例第2号）第2条の規定によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

中津川市市民による行政評価委員会運営内規の一部を改正する内規

平成19年4月25日決裁

中津川市市民による行政評価委員会運営内規（平成18年5月12日決裁）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを次のように改める。

(事務)

第10条を次のように改める。

第10条 委員会及び小委員会の事務は、次の各号に掲げる課等が処理する。

- (1) 委員会の総合事務 総務部行政改革推進室
- (2) 職員の定員と組織に関する事務 総務部総務課
- (3) 財政に関する事務 企画部企画財務課

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

<参考>

・改正前

(庶務)

第10条 委員会及び小委員会の庶務は、企画部広報広聴課、企画部企画財務課、総務部総務課において処理する。

・改正後

(事務)

第10条 委員会及び小委員会の事務は、次の各号に掲げる課等が処理する。

- (1) 委員会の総合事務 総務部行政改革推進室
- (2) 職員の定員と組織に関する事務 総務部総務課
- (3) 財政に関する事務 企画部企画財務課

市民による行政評価委員会活動報告

19年度当初予算への反映は 1億8千5百万円の減額となりました

市民による行政評価委員会が1年間の活動を終え、平成19年3月22日(木)、平成18年度の最終の報告書「市民による行政評価報告書」を大山市長に提出しました。

同委員会では、極めて厳しい財政状況のもとで市が行った前年度の事務事業について、生活者・市民満足度向上の視点から、市がどうあるべきかを考えた評価結果を報告書としてまとめられました。

判断の内容としては、拡大事業や現状維持271、事業の縮小70、事業の廃止43、完了事業4でした。

「廃止すべき」とされた事業のうち、「民間団体に委ねるべき」とされた事業は敬老会開催事業やスポーツ教室等開催事業、「事業を整理統合して廃止すべき」とされた事業は鉱物博物館企画展やIT講習事業などでした。

市の予算反映結果

市がこれまでの報告書の評価事業に対して19年度当初予算に反映した事業は、117事業となり、うち「廃止したもの」19事業、「予算を減額したもの」68事業で、1億8千525万円の減額となりました。

事業評価実績

平成18年度の評価事業は、市が行っている総事業の987事業のうち市から提示した717事業について5つの小委員会で行われました。
ヒアリングを行った463事業のうち、評価されたのは388事業でした。

| 区分 | 市民による事業評価実績 | | 左の評価済事業の市役所の内部評価 | | | | |
|--------|-------------|-------|------------------|-----|----|------|----|
| | 事業数 | 構成比 | | | | | |
| 評価対象事業 | (1)拡大 | 271 | 37.8% | 364 | | | |
| | (2)現状維持 | | | | | | |
| | (3)縮小 | | | | 70 | 9.8% | 17 |
| | (4)廃止 | | | | 43 | 6.0% | 5 |
| | (5)完了 | | | | 4 | 0.5% | 2 |
| | 計 | 388 | 54.1% | 388 | | | |
| ヒアリング済 | 75 | 10.5% | | | | | |
| 未評価事業 | 254 | 35.4% | | | | | |
| 合計 | 717 | 100% | | | | | |

(備考) 市役所の評価の「終期設定」を「完了」に読替える



行政評価委員会全体会議の様子

職員事務改善提案の概要

8月に市職員による事務改善提案863件の評価依頼を行いました。次の指摘を受け、新しい制度を進めることになりました。

「提案内容の費用対効果が数値化されていない」「改善内容が多岐にわたりすぎている」「市役所の内部の判断で処理できる改善が多い」とされ、職員が積極的に取り組み、事務改善提案が経費削減に繋がるよう提案されました。

特定課題の指摘事項

717事業をそれぞれの小委員会で評価された中で次のような問題点が提示され、今後、行政改革全般の課題である「財政的な課題」、「人件費」、「各種補助金」などを特定課題とした事業間、組織間の横断的な評価に取り組む提案が出されました。

「縦割り行政のため同種の事業が各部課にみられる」「本市の財政状況を全ての職員が理解しているのか」「使用料の見直しを検討する必要性がある」

「市役所における職員の適正人員の妥当性について検討できないか」など。

今後の取組み

平成19年度は、横断的な事業の連携に評価の力点が置かれます。評価の取り組みは、前年に引き続き以下の3つが計画されています。

- ① 事業実施の分析結果を基に、事業の整理統合、廃止を含めた事業の必要性を検討
- ② 費用対効果を検証し、最少の経費で最大の効果をあげる改善の評価
- ③ 職員一人ひとりが危機感を持って、市民の目線に立った行政運営を行っていく職員の意識改革

報告書には、各委員からも1年間の活動を振り返り、「今後も良きアドバイザーとして中津川市の方向性を定めた」「今後も市民の立場から、元気な住みよいまちづくりを目指して更に努力してゆきたい」「もっと多くの情報を市民に提供し、財政・事業などの見直しを市民全体で議論することが必要」などの意見がありました。

この報告を受け、大山市長からは、1年間の熱心な活動への感謝の言葉とともに、今後も基本的な考え方として、外部評価の意見を尊重していく考えが伝えられました。

なお、市民評価の活動報告書は市ホームページでご覧になれます。(トップページ左の「行政改革・行政評価」から)

行政改革推進室 (☎内線436)

「市民による行政評価委員会」活動の状況

「中間報告書」が市長に提出されました

平成19年度の「市民による行政評価委員会」の現時点でのまとめとして、10月12日に市長に中間報告書が提出されましたので、その概要をお知らせいたします。

この中間報告は市の平成20年度予算要求の時期に参考資料として間に合うように行われたものです。

評価対象事業は全事業854事業で、そのうち620事業の評価を受けました。

「市民による行政評価委員会」では今後もその他の事業の評価作業などを進め、12月までに追加報告を行い、平成19年度の最終報告を平成20年2月までに行います。



中間報告書が鈴木委員長（左）から市長へ

(平成19年7月5日～平成19年9月27日)

| 区分 | 担当分野 | 事業数(事業) | 委員会(回) | 評価済(事業) | 未評価(事業) | のべ出席者(人) | |
|----|------------------------------|---------|--------|---------|---------|----------|-----|
| | | | | | | 委員 | 担当 |
| 第1 | 健康福祉部、病院 | 163 | 8 | 69 | 94 | 24 | 18 |
| 第2 | 生活環境部、基盤整備部 水道部、消防本部 | 306 | 9 | 306 | 0 | 35 | 52 |
| 第3 | 産業振興部 | 141 | 7 | 141 | 0 | 28 | 38 |
| 第4 | 文化スポーツ部、教育委員会 | 157 | 5 | 54 | 103 | 20 | 25 |
| 第5 | 総務部、企画部、議会事務局 監査委員事務局、会計課 | 87 | 2 | 50 | 37 | 8 | 26 |
| 計 | | 854 | 31 | 620 | 234 | 115 | 159 |

(平成19年5月16日～平成19年9月13日)

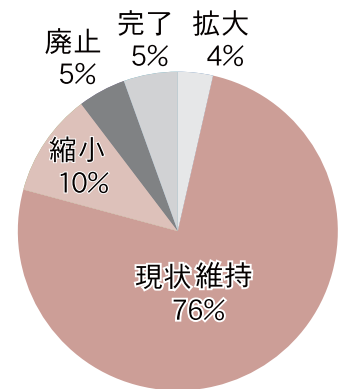
| 区分 | 担当分野 | 勉強会及び聴き取り作業 (団体数、回数) | のべ出席者(人) | |
|----|---------|-------------------------|----------|----|
| | | | 委員 | 担当 |
| 第5 | 特定課題(*) | 外郭団体(10団体) | 85 | 42 |
| | | 総合事務所のあり方(2回) | 15 | 16 |

中間報告の概要

市職員が自ら内部評価した事業などを、市民の視線・視点で評価し、検討・指摘した事項をまとめました。

昨年度の最終報告では、内部評価の段階で数値データが曖昧で不十分であったり、いつまでに・何を・どうするといった適切な答えがないなどの問題がありました。

19年度は各委員からの厳しい指摘もあって、所属の今後の取り組み説明や事業費、人件費の数値的説明などにおいて多少改善も見られますが、部署や職員によっては意識改革の欠如もあって、まだまだ改善をしなければなりません。



市民による行政評価結果

拡大：22事業、現状維持：469事業
縮小：65事業、廃止：30事業
完了：34事業

*廃止30事業の内訳

「民間団体等に委ねる」が2事業、「整理統合して廃止」が23事業、「休止」が1事業、「廃止」が4事業(中間報告書P.8より)

今後の取り組み

大きく分けて①残りの事業についての評価、②職員が考え、提出した事務改善提案の評価、③外郭団体の経営、財政運営、組織などの特定課題に対する評価の3つの評価作業を行うことにしています。

市は、この中間報告の事業評価内容を尊重したうえで、再度検討を行い事業決定していきます。その際、「市民の視点」を別の事業にも可能な限り適用していきます。

***特定課題**：行財政改革全般の課題である「財政的課題」「人件費」「職員数」「各種補助金事業」などを特定課題として、事業間、組織間の横断的な評価を行うことを目的としています。

中間報告の詳細については、市ホームページに掲載してあります。

URL <http://www.city.nakatsuga.wa.gifu.jp/wiki/行政改革と行政評価の取り組み>

行政改革推進室(☎内線436)